

香川県広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月4日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第2号

香川県広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団契約規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(契約締結の期限)</u></p> <p>第41条 契約担当者は、第5条の規定により契約書の作成を省略することができる場合を除き、第39条の規定により通知をした<u>後速やかに、落札者に対し、第4条第1項に規定する契約書の案を送付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>落札者が前項の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。</u></p>	<p><u>(契約書の交換等)</u></p> <p>第41条 契約担当者及び落札者は、第5条の規定により契約書の作成を省略することができる場合を除き、第4条に規定する契約書を第39条の規定により通知をした日から5日以内に作成しなければならない。<u>ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。</u></p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。